



顔写真付き住基カード(見本)

顔写真付き 住民基本台帳カード

市では、住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)のサービスの一つとして、住民基本台帳カード(住基カード)を交付しています。

住基カードには、顔写真付きと顔写真なしの2種類があります。特に顔写真付き住基カードは、金融機関などでの口座開設、戸籍の謄・抄本や住民票の写しの請求などをする際に、公的な身分証明書として利用できます。

申請手続き

申請者本人が手続きをしてください。

※申請者が15歳未満の場合は、事前に問い合わせてください。

必要なもの

●運転免許証やパスポートなど、公的機関が発行した顔写真付きの証明書(以下「顔写真付き証明書」)

※顔写真付き証明書を持っていない人は、健康保険証などを持参してください。

●印鑑

●写真(縦45mm×横35mmで上半身・無帽・正面・無背景で6か月以内に撮影したもの)

※申請窓口で無料撮影ができます。

住基カードの交付

●即日交付

市民生活課に、顔写真付き証

明書と健康保険証などの証明書の両方を持参し、申請することで、即日交付が受けられます。

※月曜日から金曜日(祝日を除く)の午後4時までに手続きをしてください。

●後日交付

次の場合は郵便で本人照会を行うため、後日交付になります。

○顔写真付き証明書がない。
○各支所で申請した。
○郵送で申請した。

○休日開庁日(第2・4日曜日)に申請した。

申請場所

市民生活課、各支所

手数料

500円

有効期限

10年間

※在留期間のある外国人住民は、期間満了の日まで。

転入手続きの特例

住基カードの所有者が転出する場合、郵送により転出届けを済ませることで、窓口への届け出は転入時の1回で済みます。※転入時に窓口へ住基カードを持参する必要があります。

注意事項

●記載内容に変更が生じた場合は、変更手続きが必要です。市民生活課または各支所に、住基カードと印鑑を持参してください。

●転出したときは、転入先の窓口で、住基カードを引き続き利用するための手続きをして

ください。

●住基カードの暗証番号は、他人に知られないようにしてください。

●住基カードに衝撃を与えたり、折り曲げたりしないでください。

●住基カードを紛失・破損したり、盗難に遭ったりした場合は、速やかに市民生活課または各支所に届け出をしてください。

※紛失・盗難の場合は、警察への届け出もしてください。

問い合わせ先

市民生活課管理班

☎ 62・5325

住基カード取得で受けられます 公的個人認証サービス

国税の申告など、インターネットを利用する行政手続きに必要な「電子証明書」の交付が受けられます。

利用するには、パソコンに接続するICカード読み取り機が必要です。

●申請手続き/申請者本人が手続きをしてください。

●必要なもの/住基カード

※顔写真のない住基カードの人は、顔写真付き証明書が必要です。

●申請場所/市民生活課

※各支所では取り扱いません。

●手数料/500円

●有効期限/3年間

※引っ越しや婚姻など、電子証明書の内容に変更が生じた場合は失効します。